

公 告

契約担当官
陸上自衛隊施設学校
会計課長 村川 穰二

次のとおり一般競争入札を行います。

1 入札に付する事項

件 名	規 格	単位	数量	納 期	納 地
非常用発電機燃料指示計補修役務	仕様書のとおり	ST	1	令和7年11月28日	陸上自衛隊勝田駐屯地

2 参 加 資 格

- (1) 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA, B, C, D等級に格付けされ、競争参加地域が関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (7) 暴力団関係業者でないこと。(工事等において、都道府県警察より暴力団関係者として排除要請があり、その状態が継続していない者又は、工事等以外の公共事業において入札心得等に定める暴力団排除特約条項、事項、誓約書を承諾した者)

3 契約条項

- (1) 役務請負契約条項
- (2) 談合等の不正行為に関する特約条項
- (3) 暴力団排除に関する特約条項
- (4) 契約条項を示す場所: 陸上自衛隊施設学校総務部会計課および同ホームページ(<https://www.mod.go.jp/gsdf/shisetsu/es-hp/index.html>)

4 説明会の日時及び場所:なし

5 入札実施日時及び場所:令和7年8月20日(水)11時30分 陸上自衛隊施設学校総務部会計課入札室

6 保 証 金

- (1) 入札保証金:免除 但し、落札者が契約を結ばないときには、「入札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額(以下、「落札金額」という。))の100分の5に相当する金額を徴収する。
- (2) 契約保証金:免除 但し、契約者がその契約を履行しないときには、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。
- (3) 遅延賠償:遅延部分1日につき、契約金額の1/1000に相当する金額以上を徴収する。

7 無 効 入 札

- (1) 本公告に示した資格のない者の入札
- (2) 入札者が誰であるか識別し難い場合の入札
- (3) 入札に関する条件に違反した入札
- (4) 入札金額が明瞭でない入札
- (5) FAX、電報、電話、電子メールの入札
- (6) 入札後、2項(7)に該当する暴力団関係業者と判明した入札

8 落 札 決 定 方 法

- (1) 総額により決定する。
- (2) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 入札金額は消費税抜き価格とし、当隊所定の予定価格の範囲内で最低入札者を落札者とする。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%(軽減税率対象品目については8%)に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を入札書に記載すること。

9 契 約 書 の 作 成:落札者は官側から指示がある場合、遅滞なく契約書又は請書を作成しなければならない。

10 そ の 他

- (1) 委任状について:入札に参加される者が参加資格に示す代表者でない場合、入札前までに委任状を提出する。
- (2) 資格審査結果通知:入札前までに全省庁統一入札参加資格の「資格審査結果通知」(写)を提出する。
- (3) 郵便入札について:郵便による入札は令和7年8月19日(火)17時00分までに下記宛先必着とする。
封書には必ず会社名、入札日時、入札件名、朱字で「入札書在中」と明記し、配達記録が残る書留にて郵送する。
なお初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。
ア 日 時:令和7年8月22日(金)13時45分
イ 場 所:陸上自衛隊勝田駐屯地 本部庁舎1F 会計課入札室
- (4) 暴力団排除誓約事項:入札書の提出をもって、「暴力団排除に関する誓約事項」のとおり誓約したものとする。
- (5) 問い合わせ・連絡先:〒312-8509 茨城県ひたちなか市勝倉3433 陸上自衛隊施設学校総務部会計課契約班 029-274-3211(内線274) 担当 鈴木 直通FAX: 029-271-3130 電子メール: fin-esh@inet.gsdf.mod.go.jp

入札書

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
非常用発電機燃料指示計補修役務 別紙内訳書のとおり					
合計(税 抜)					

金　額：　¥　　　　　　　　　（税　抜）

納 期：令和7年11月28日(金)

納地：陸上自衛隊勝田駐屯地

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

契約担当官陸上自衛隊施設学校
会 計 課 長 村 川 穰 二 殿

住所
会社名
代表者名
担当者
連絡先

内訳書

No.	品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
	非常用発電機燃料 指示計補修役務	仕様書のとおり	ST	1		
1	点検監督員		ST	1		
2	液面計交換					
(1)	交換作業		ST	1		
(2)	液面計指示計 (発信部)	ELM-2G1	ST	1		
(3)	二重殻漏洩検知付 液面計	LKDL-817	ST	1		
(4)	遠隔指示票 (二次側)	DL-915	ST	1		
3	交通費		ST	1		
4	報告書作成		ST	1		
5	諸経費	「諸経費等についてあれば項目 ごとに記入して下さい」				
合 計 (税 抜)						

市場価格調査

No.	品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
	非常用発電機燃料 指示計補修役務	仕様書のとおり	ST	1		
1	点検監督員		ST	1		
2	液面計交換					
(1)	交換作業		ST	1		
(2)	液面計指示計 (発信部)	ELM-2G1	ST	1		
(3)	二重殻漏洩検知付 液面計	LKDL-817	ST	1		
(4)	遠隔指示票 (二次側)	DL-915	ST	1		
3	交通費		ST	1		
4	報告書作成		ST	1		
5	諸経費	「諸経費等についてあれば項目 ごとに記入して下さい」				
合 計 (税 抜)						

※物品については、流通価格の記載をお願いいたします。

提出期限：令和7年8月18日（月）13時00分
 提出先：陸上自衛隊施設学校総務部会計課契約班
 直通FAX：029-271-3130
 電子メール：fin-esh@inet.gsdf.mod.go.jp

住 所
 会 社 名
 代表者名
 担 当 者
 連 絡 先

表紙共 3 葉		
仕 様 書 番 号	6 1	
作 成 年 月 日	令和7年7月23日	

非常用発電機燃料指示計補修役務

陸上自衛隊施設学校

件 名	非常用発電機燃料指示計補修役務			図面番号	1 / 3
図 名	表紙			縮 尺	—
陸上自衛隊施設学校総務部管理課営繕班				作成年月日	令和7年7月23日

書樣仕

- 1 件 名：非常用発電機燃料指示計補修役務
- 2 場 所：茨城県ひたちなか市勝倉3433 陸上自衛隊勝田駐屯地
- 3 概 要：燃料指示計部品交換 3個
- 4 種 目：機械設備補修 一式
- 5 一般事項
 - (1) 本仕様書及び図面は、陸上自衛隊勝田駐屯地で行う「非常用発電機燃料指示計補修役務」について必要事項を規定する。
 - (2) 本役務は、本仕様書及び図面によるほか、次に挙げる標準仕様書及び監督官の指示により施工するものとし、特に記載、指示がなくとも技術的に当然なすべきことは請負業者の負担により、確実に実施する。
 - (3) ア 国土交通省大臣官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」
イ 国土交通省大臣官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」
 - (4) 図面に記載なき材料及び工法等は標準仕様書によるほか、使用する材料等のメーカー仕様による。
 - (5) 図面の内容と現況に相違がある場合、図面に明記なき場合及び疑義が生じた場合は、監督官を通じて契約担当と協議する。
 - (6) 責任施工
施工は、すべて本仕様書等及び工事標準仕様書に示されたとおりとし、完成後の機能を完全に満たさせるよう誠実に施工するものとする。
 - (7) 現場代理人及び主任技術者
現場代理人は、施工に関する諸法規及び諸規定に精通し、かつ、十分な経験を有する者とする。
国家資格等を必要とする施工の場合は、その資格を有するものとし、その資格の写しを監督官に提出するものとする。
 - (8) 工程表
請負業者は、工程表を監督官に提出し承認を受けるものとする。工程表の変更を必要とする場合は、その都度監督官の承認を受けるものとする。
 - (9) 材料
ア 仮設用資材及び特に示されたもの以外はすべて新品とする。
イ 使用する材料は、監督官立会のもと検査を受け、合格したものを使用する。
ウ 使用する主要な材料及び監督官の指定する材料は、見本・カタログ・承認図・施工図を提出して承認を受ける。
 - (10) 現場管理
ア 作業現場の管理は、関係法規及び部隊規定に従い遺漏なく行い、事故防止に万全の対策を講じ、常に注意を怠らないようにする。
イ 本役務の施工に伴い、他の施設及び物品等に汚損または損傷を与えた場合は、請負業者の負担により直ちに現状復旧する。
ウ 使用する置気及び水については、請負業者において持ち込みとする。

- (10) 写真
ア 写真はカラーとし、写真帳に整理し、1部提出するものとする。
イ 撮影要領
- (7) 各工種毎施工前、施工中（特に、外部から明視できなくなるおそれのある箇所は確実に撮影する）及び完成後、同一場所、同一方向から撮影する。
- (4) 作業看板（黒板等）には工程等を明瞭に記載する。
- (6) 資材搬入時、規格及び数量等が明確になる写真を写すものとする。
- (2) その他、撮影の細部については、監督官の指示によるものとする。
- (11) 関係書類等の管理
ア 関係書類、パソコン及び記憶媒体の適切な管理を行い、情報流出の防止に万全を期する。
イ 請負業者は、本社様等を当該作業関係者以外に貸出し、複写及び回覧させてはならない。
- (12) 作業実施日及び作業時間
ア 土日、祝日の作業は原則認めないものとする。
イ 作業時間は原則、駐屯地の日課時間（08:15～17:00）に合わせて実施する。
ウ 作業工程等の都合上、上記事項に不都合がある場合は、事前に監督官と協議のうえ、承認を得てから作業を実施する。
- (13) 発生材等の処理
ア 金属類の発生材は発生材調書により監督官に引継ぐものとし、監督官の指定した場所に搬入する。それ以外の発生材については、監督官の指示に従う。
イ 産業廃棄物等は選別を行い、リサイクル等再資源化に努める。
ウ 産業廃棄物の処理については、請負業者の責任において各種関係法令に基づき適切に処分し、産業廃棄物管理票の写しのほか、その他監督官の指示するものを提出する。
なお、処理を委託する場合、委託契約書の写しも合わせて提出する。
- (14) 完成検査
ア 請負業者は検査官による完成検査を受けるものとし、不合格の場合は請負業者の負担により是正した後、再検査を受けるものとする。
イ 完成後、検査が不可能または困難な箇所は、その施工にあたり監督官の指示を受ける。
- (15) 環境への配慮に関する要求事項
請負業者は「国等による環境物品等の調達等に関する法律（平成12年法律第100号）」第1条第9項に基づき「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に示された基準に適合した作業が実施できる。

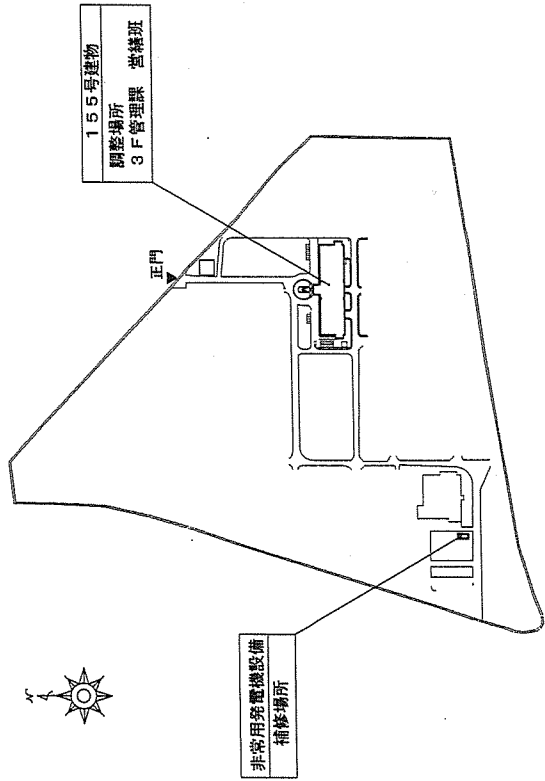
件 名	非常用発電機燃料指示計補修役務	図面番号	2 / 3
図 名	仕様書 (1)	縮 尺	一
陸上自衛隊施設学校総務部管理課営繕班		作成年月日	令和7年7月23日

6 特記事項
(1) 撤去・新設部品表

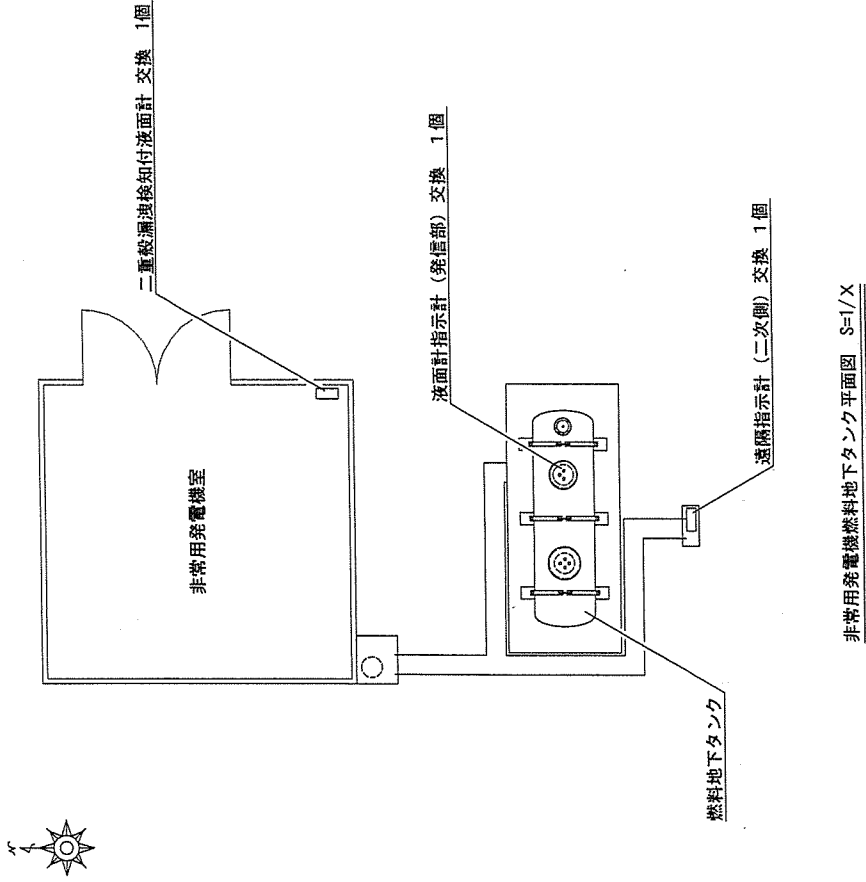
対象設備	交換部品名	規格	数量	単位
(株)NYK製 SF-10 二重殻地下燃料タンク	液面計指示計 (発信部)	(株)コーギケン製 型式:ELM-2G1	1	個
電灯、動力盤	二重殻漏洩検知付 液面計	(株)コーギケン製 型式:LKDL-817	1	個
給油口	遠隔指示計 (二次側)	(株)コーギケン製 型式:DL-915	1	個

- (2) 部品交換実施後試運転調整を行い、正常に移動するか確認する。不具合が発生した場合、補修に係る見積書を監督官に提出する。
- (3) その他
請負業者は監督官の指示する関係資料を提出するものとする。また、点検結果報告書を作成し、速やかに監督官に提出するものとする。

7 調整先
陸上自衛隊施設学校総務部管理課営繕班 電気係長
029-274-3211 (代表) 内線256



勝田駐屯地配置図 S-1/X



非常用発電機燃料地下タンク平面図 S-1/X

件名	非常用発電機燃料指示計補修業務	図面番号	3 / 3
図名	仕様書 (2)	縮尺	図示
陸上自衛隊施設学校総務部管理課営繕班		作成年月日	令和7年7月23日